

まちづくり環境委員会

令和4年12月1・2日

まちづくり推進部 資料 29 番

所管 建築調整課

## 緊急安全措置の実施について

大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例第7条に定める緊急安全措置を実施したので下記のとおり報告する。

### 記

- 1 緊急安全措置実施日  
令和4年10月19日（水）
- 2 措置内容  
道路側に面した2階外壁に固定されたエアコン室外機の撤去。
- 3 措置に至った理由
  - ・ 専門家（大田区空家等対策審議会委員）による現地調査で、室外機を固定している外壁に大きなひび割れが発生しており落下の危険性があるとの指摘。
  - ・ 当該空家は、駅に通じる区道に面しており、室外機が落下した場合には、通行人への危険性が非常に高い。
  - ・ 再三の働き掛けにもかかわらず、所有者等による改善の見込みなし。
- 4 費用請求  
費用については、私債権であり、大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例第7条第6項に基づき、空家等の所有者等に費用請求を求める。
- 5 措置の妥当性の判断  
令和4年11月11日（金）の大田区空家等対策審議会で報告し、今回の緊急安全措置の実施は適切だとの意見。
- 6 情報公開  
大田区情報公開条例第9条第2項の規定に基づき、空家等の所有者等に係る情報の開示は行わない。